参考資料 - 3 (2008/7/28) 第9回 琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会

出前ワーキング 開催状況一覧

	翢	調査課	調査課	調査課	調査課	調査課
担当部署	些	農政課、河港課 流域治水対策室	農政課、河港課 流域治水対策室	農政課、河港課 流域治水対策室	農政課、河港課 流域治水対策室	農政課、河港課 流域治水対策室
	#	農林課、都市計画課 土木管理課	農政課、都市計画課 生活安全課、道路河川課	農業委員会、農林水産課総合防災課、建築指導課開発調整課、都市計画課河川課	建築指導課、危機管理室 都市計画課、農業委員会 農林水産課	道路河川課、都市計画課 建築開発課、開発指導室 農業委員会
1	開催日時	平成20年3月17日 13:30~16:00	平成20年3月19日 9:00~11:30	平成20年3月19日 13:30~16:00	平成20年3月21日 9:30~12:00	平成20年4月30日 15:00~17:00
	対象市町名及び場所	栗東市役所2階 農業委員会室	野洲市役所西別館2階 会議室	大津市役所新館2階 災害対策本部	草津市役所201会議室	守山市役所34会議室
# F2	<u> </u>	栗東市	市 溪堡	大平市	世	守山市

ワーキング資料

土地利用のあり方検討の必要性について

1. リスクマネジメントの考え方

- 1) リスクコントロール
 - ・ハード対策(河川改修、流域対策)
 - ・ソフト対策(規制、指導、周知、広報)

2) リスクファイナンス

・水害保険制度(公営、民間)

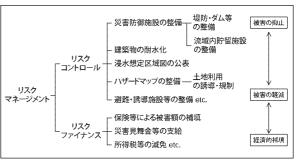
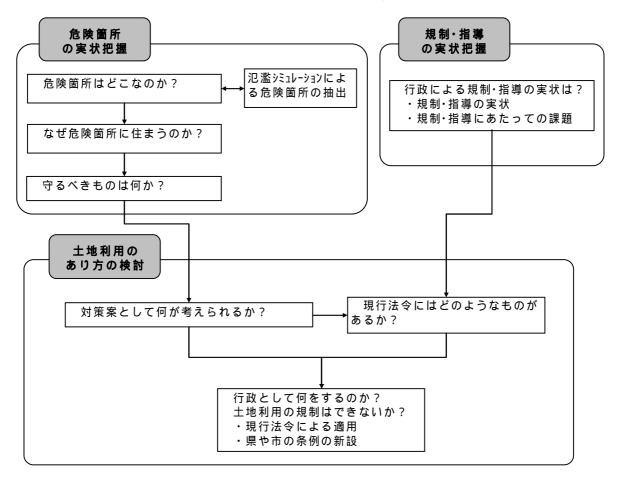


図-1 治水対策と整備メニュー

出典:「今後の治水対策の方向性に関する研究(洪水保険制度を 切り口とした今後の動向検討)」JICE REPORT vol.4

2. 土地利用のあり方の検討イメージ

土地利用のあり方については、以下のフローで検討する。



3.土地利用のあり方について

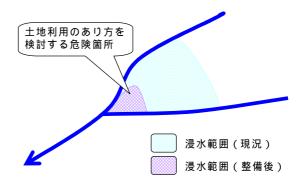
3.1 危険箇所の実状把握

3.1.1 危険箇所について

危険箇所は、以下のように考える。

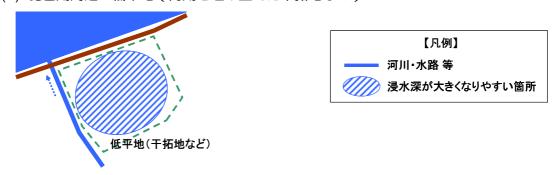
危険箇所の定義

浸水想定区域図などから人命や資産に被害が生じると想定される範囲の内、ハード整備等で被害の軽減を図ることが困難な箇所。

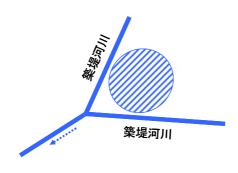


危険箇所のイメージ

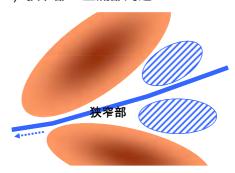
(1) 琵琶湖周辺の低平地(内湖を埋め立てた干拓地など)



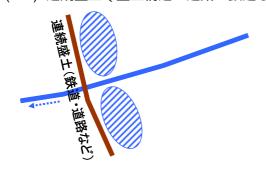
(2-1) 築堤河川の合流部周辺



(2-2) 狭窄部の上流部周辺



(2-3) 連続盛士(盛土構造の道路・鉄道など)の上流部周辺



3.1.2 危険箇所に住まう理由

実際に住まうまでには、以下の過程を踏むことになる。

住居場所の選択

家屋の購入あるいは建築

危険箇所に住まうまでの行動を実施する際の選択肢や問題点を以下に整理した。

危険箇所に住まう までの行動	主な選択肢	問題点
	・代々その地域に住んでいた。	危険箇所を含めた洪水 による被害の情報につ
住居場所の選択	・その地域に土地を持っていた。	
(個人)	・危険箇所と知らず何らかの理由で選定した。 (経済的な理由、職場への便、周辺環境等)	
	・危険箇所と知りつつ、覚悟の上で選定した。 (経済的な理由、職場への便、周辺環境等)	
	・建築事務所・工務店に依頼し、自分の土地に家 屋を建築する。	危険箇所における家屋 の購入や建築が制限さ れていない。
家屋の購入 あるいは建築 (業者)	・業者により、新規造成された土地に立てられ た家屋を購入する。	
	・不動産業者の仲介で家屋を購入する。	

3.1.3 守るべきものは何か?

土地利用のあり方を検討する上での守るべきものとしては、以下のものが考えられる。

人命を守る

財産(家屋、農作物等)を守る

3.2 行政による規制・指導の実状把握

行政による規制・指導に関する実用を把握するため、以下の項目について議論する。

規制・指導を実施している場合

- ・規制・指導の内容
- ・実施上の問題点や課題

規制・指導を実施していない

・実施を妨げる課題

3.3 土地利用のあり方の検討

3.3.1 対策案として何が考えられるか?

「対策案として考えられること」について、規制・指導・周知・広報に分類し、考えられることを以下にまとめた。

危険箇所での住居を規制	集団移転の促進
	住居の禁止
危険箇所での土地利用方法を指導	住居の耐水化を指導
	冠水に強い品種への転作を指導
危険箇所情報を周知	不動産取引時の周知の義務化
危険箇所情報を広報	危険箇所情報(ハザードマップ等)の公表
	防災意識の啓発活動

3.3.2 現行法令にはどのようなものがあるか?

危険箇所に対する対策を考えるにあたり、関連法令などを次頁にまとめた。

3.3.3 行政として何をするのか?

「対策案として考えられること」を踏まえ、「行政として何をするのか」について、 別紙でまとめた具体的な危険箇所とその現状の土地利用を踏まえて議論する。

_
指導要綱)
周知を促す法律 (一部条例)
血
1
热
p
맫
₩
뮸
鳊
<u> </u>
tmH-
紫導
<u></u>
•
뾋
加獅
•
聖
寍
9
ĕ

也
Ŧ
Ħ
ᆢ
农
IJ
災害に対し土地利用の規制
×Χ

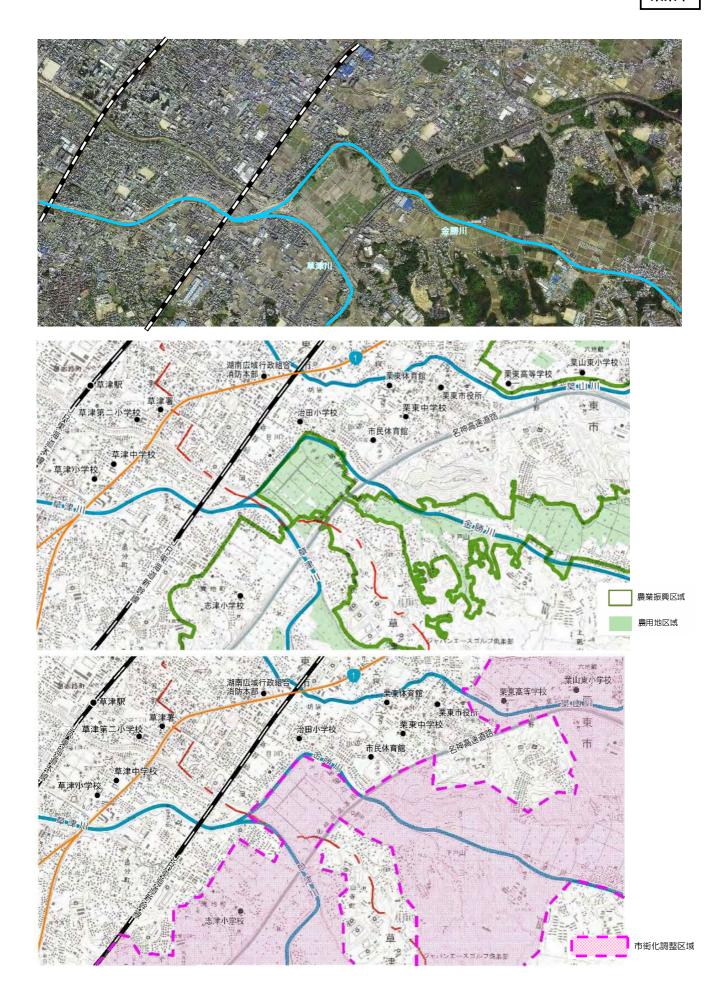
法律・条例・指導要綱	条文要約	業宗 計	滴用事例	備考
	第2条 砂防施設及び砂防のために利用を禁止する区域を国士交通大臣が指定する。 第4条 第2条で指定した区域を都道府県知事が利用の制限や禁止をすることができる。	砂防課		2
地すべり等防止法	第3条 地すべり区域や地すべりの影響が及ぶ範囲で、被害が生じる区域を地すべり防止区域として指定することができる。 第18条 地すべり防止区域内で開発行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となる。 2 許可の申請があっても、地すべりの防止に悪影響を与えるものについては許可してはならない。	"		
急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律	第2条 「急傾斜地」とは「傾斜度が30度以上である土地をいう。 第3条 都道所無知事は急値斜値の前環の恐れのあるところやその影響 第4条値構構備開爆停隊を攻として指定することができる。 第7条 在の第7条の1~6の行為を行う際には都道府県知事の許可を3	II .		
士砂災害警戒区域における 土砂災害防止対策の推進に 関する法律				
都市計画法	「 第7条 都市計画区域では、無秩序な市街化を防ぐために、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(市街化区域)と市街化を抑制すべき区域(市街化調整区 域)を定める。 第12条の4 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画で必要なものを定めるものとする。 1・地区計画	都市計画課		
国土利用計画法	第7条 都道府県は、市町村長の意見を聴いた上で、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。 第8条 市町村は、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。 第9条 都道府県では土地利用基本計画を定め、左の第9条第2項で示した地域を定める。 第10条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用を図るため、行政機関は公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する指置を行う。	地域振興課		
土地区画整理法	第6条 8 事業計画は、環境、交通、災害の防止に配慮し、公共施設及び宅地を適切に計画する。	都市計画課		
近畿圏の保全区域の整備に 関する法律	第5条 国土交通大臣は、住民る。	企画調整課		
防災のための集団移転促進 事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	第1条 災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内では住居の集団的移転を促進するため、移 特別措置等について定める。 第2条 前条で災害住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域を「移転促進区域」という。	国土交通省 都市・地域整備局 地方整備課		
宅地造成等規制法	第20条 宅地造成に伴う災害で住民に危害が起こる恐れのある造成宅地区域で、政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することがで きる。 第21条 造成宅地防災区域内では造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、災害が生じないよう、擁壁等の設置等の措置を講ずる必要がある。	住宅課		
建築基準法	第39条 地方公共団体は、条例で、災害の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。 2 災害危険区域内での、建築の禁止や建築の制限は前項の条例で定める。	建築課	日向市、伊達市、 札幌市	
農地法	は、政令 、都道府 に権利を	農政課		
農業振興地域の整備に関す る法律	第6条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定することができる。 3 農業振興地域は、市街代区域を指定してはならない。	"		
条例及び指導要綱				
草津市建築物の浸水対策に 関する条例	第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の 浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。 第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を 行うよう努めるものとする。		草津市	条例
大津市開発指導要綱	琵琶湖沿岸で開発をする場合は、宅盤をB.S.L+1.5m以上に設定しなければならない。	,	大津市	滋賀県指導要綱
土地・建物等の取引に関す	5法律			
宅地建物取引業法	#35条 宅地建物取引業者は、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。 14 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘察して国土交通省令で定める事項 #47条 に出連物取引業者は、今の業務に関して、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 11. 宅地者しくは建物の消費、交換者しくは賃債の契約の締結について創誘をするに際し、(省略))次のいずれかに設当する事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為 12. スは不実のことを告げる行為 13. スは不実のことを告げる行為 14. 高略)を地差しくは建物の所在、規模、形質、現在若しくは将来の利用の制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額 (省略)、宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの	住宅課		

危険箇所への対策と想定される手段

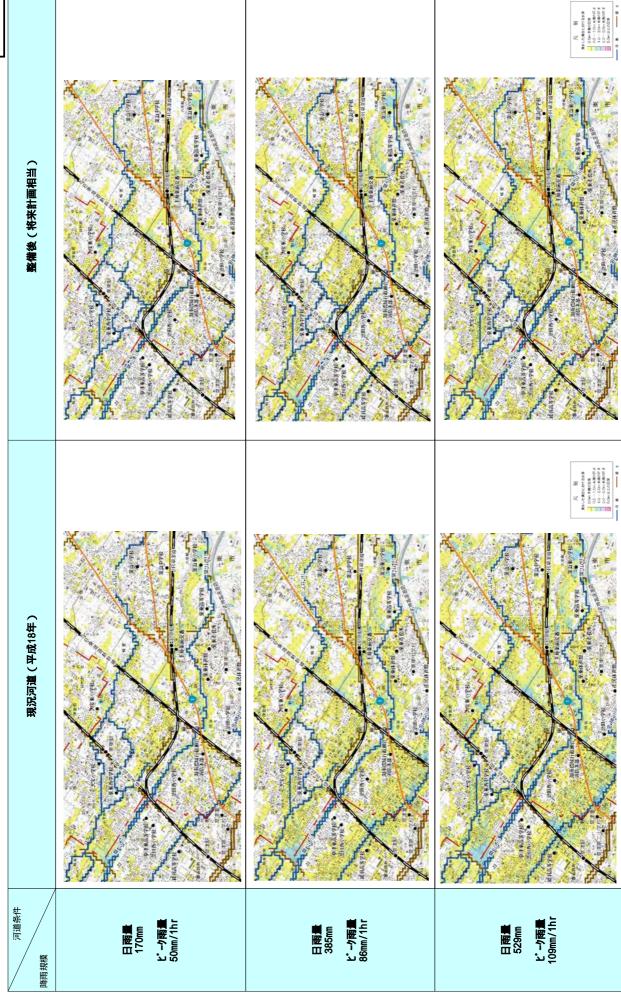
種別	対策	想定される手段例	適用法律	H	温	市町	備考
規制	集団移転の促進	防災のための集団移転促進事業	移転促進法				災害危険区域の指定は、
		(災害危険区域への指定)	(建基法)		$\widehat{}$	$\widehat{}$	県・市町ともに可
	住居の禁止・抑制	災害危険区域の指定 + 条例	建基法				
		市街化調整区域への編入	都計法				
					(指定)		
		農振農用地の指定	農振法				
					(同意)		
		農地転用の禁止	農地法				転用面積 2ha 以下:市町
							2ha~4ha:県
							4ha 以上:国
指導	住居の耐水化を指導	災害危険区域の指定 + 条例	建基法				
		任意条例					草津市
		指導要綱等の策定					大津市
	冠水に強い品種への転作を指導	指導要綱等の策定					
周知	不動産取引時の周知の義務化	重要事項説明(狭義35条)	宅建業法				災害危険区域の指定は、
		(災害危険区域への指定)	(建基法)				県・市町ともに可
		重要事項説明(広義47条)	宅建業法				ガイドラインの策定は、
		(ガイドライン等の策定)					国・県・市町ともに可
広報	危険箇所情報の公表	ハザードマップ等の配布	水防法				
	防災意識の啓発活動	訓練等の実施	水防法				



危険箇所

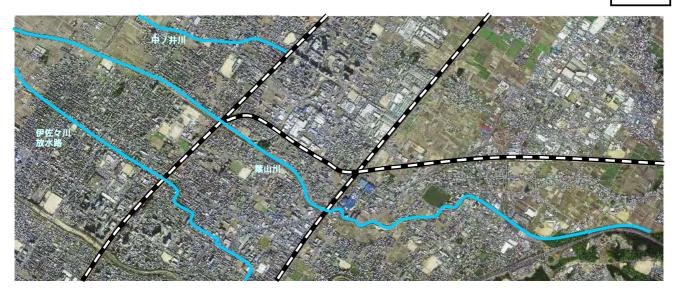


危険箇所



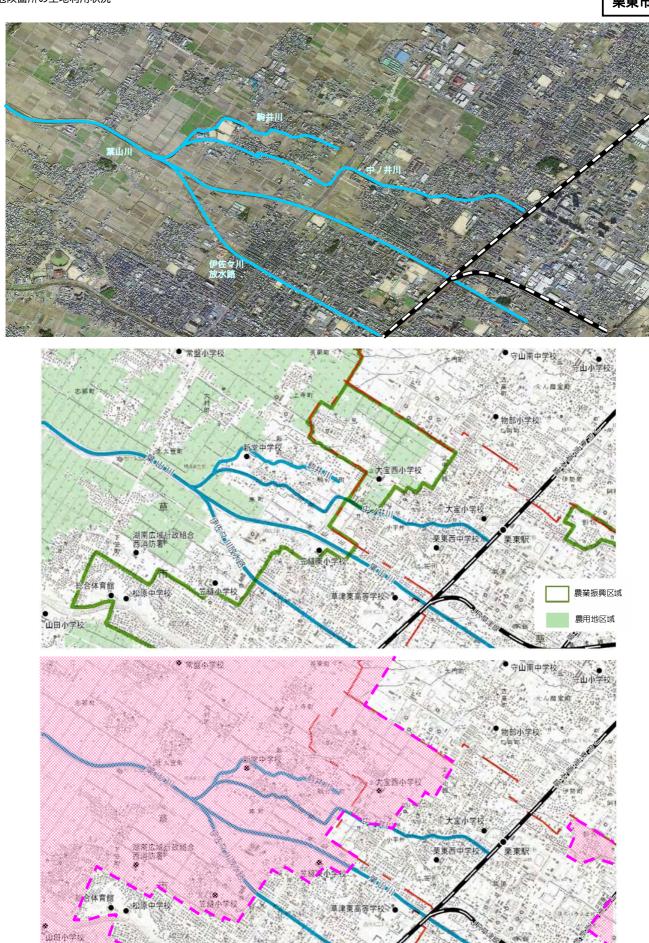
本資料に示す解析結果は作業途上のものであり、氾濫状況を必ずしも正確に 再現できていない場合があります。

危険箇所の土地利用状況 栗東市

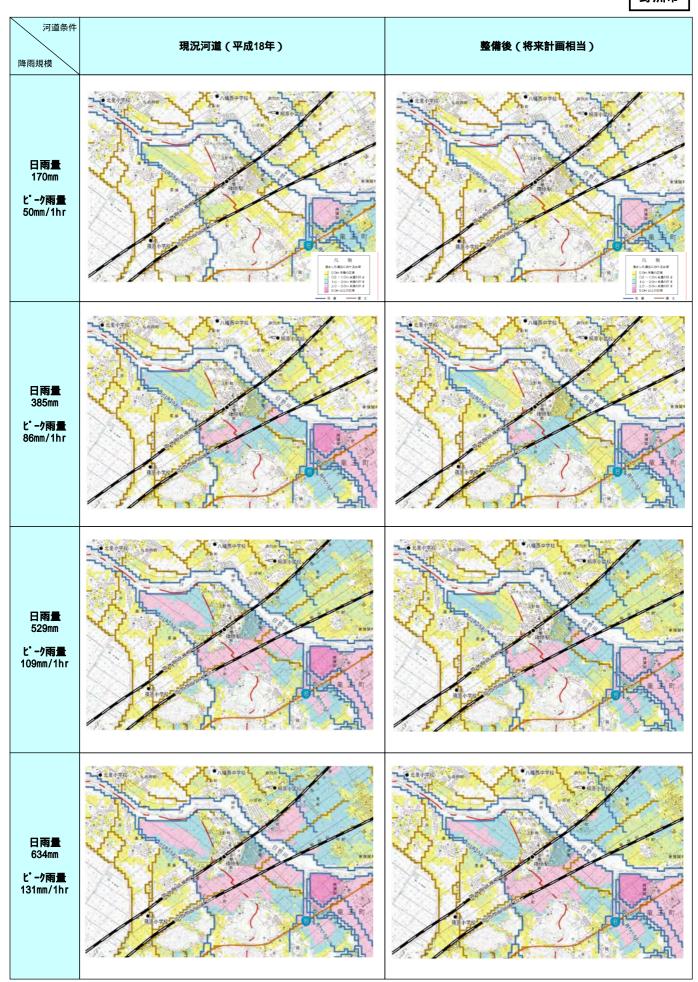








市街化調整区域



本資料に示す解析結果は作業途上のものであり、氾濫状況を必ずしも正確に 再現できていない場合があります。

